

## 特定非活動法人 フィール・ザ・ワールド 個人情報取扱規程(案)

### 1. 総則

#### (目的)

1. 本規程は、当法人の特定非営利活動全般に係る個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

#### (定義)

2. 本規程における各用語の定義は、「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)」及び関係各省庁の個人情報保護に関するガイドラインによるものとする。

#### (適用)

3. 本規程は、当法人の職員に適用する。

#### (個人情報の安全管理に係る基本方針)

4. 当法人における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む個人情報の安全管理に係る基本方針を定める。
  1. 個人情報取扱事業者の名称
  2. 安全管理措置に関する質問及び苦情処理の窓口
  3. 個人データの安全管理に関する宣言
  4. 基本方針の継続的改善の宣言
  5. 関係法令遵守の宣言
2. 個人情報の安全管理に係る基本方針は、当法人の職員に周知するとともに、当法人のホームページへの掲載、当法人の掲示場に掲示にて公表する。

### 2. 管理体制

#### (個人データ管理責任者)

5. 当法人は、代表理事を個人情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者(個人データ管理責任者)とする。
  2. 個人データ管理責任者は、次に掲げる業務を所管する。
    - ① 個人データの安全管理に関する規程及び委託先の選定基準の承認及び周知。
    - ② 個人データを取扱う部門毎の個人データ管理者の任命及び本人確認に関する情報の管理者の任命。
    - ③ 個人データ管理者からの報告徴収及び助言・指導
    - ④ 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画
    - ⑤ その他個人データの安全管理に関する事項
  3. 前項②に定める個人データ管理者は、個人データ管理責任者が兼務することができる。
  4. 第2項②に定める本人確認に関する情報の管理者は、個人データ管理者が兼務することができる。

#### (個人データ管理者)

第6条 当法人は、事務局長を個人情報の安全管理に係る業務遂行の個人データ管理者とする。

2. 個人データ管理者は、次に掲げる業務を所管する。

- ① 個人データの取扱者の指定及び変更等の管理
- ② 個人データの利用申請の承認及び記録等の管理
- ③ 個人データを取扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更の管理
- ④ 個人データの管理区分及び権限についての設定および変更の管理
- ⑤ 個人データの取扱状況の把握
- ⑥ 委託先における個人データの取扱状況等の監督
- ⑦ 個人データの安全管理に関する教育・研修の実施
- ⑧ 個人データ管理責任者に対する報告
- ⑨ その他所管部門における個人データの安全管理に関すること

(自主点検の実施)

第7条 個人データ管理責任者は、別に定める「個人データの安全管理に係る取扱規程」に従い、個人情報の適正な管理がなされているか、個人情報取扱部門毎に自主点検を行う。

2. 自主点検の実施責任者は当該取扱部門の個人データ管理者とし、点検結果を個人データ管理責任者へ報告する。

(体制の見直し)

第8条 個人データ管理責任者は、前条の自主点検の結果に照らし、必要に応じて個人情報の取扱いに関する安全対策、諸施策を改善しなければならない。

### 第3章 運用

(管理原則)

第9条 個人情報は、本規程に従い適切に管理し、その重要度に応じて取得、利用、移送、保管、廃棄する。

(利用目的)

第10条 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定する。

2. 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。

3. 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的は遅滞なく本人に通知または公表を行う。

(適正な取得)

第11条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(利用目的の通知・公表・明示)

第12条 当法人は、個人情報の取得に際し、当法人の利用目的をあらかじめ公表している場合を除きその利用目的を本人に通知する。

2. 当法人は、書面により個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し当法人の利用目的を明示する。

ただし、個人情報保護法第18条2項に定められている場合を除く。

(センシティブ情報)

第13条 センシティブ情報については、法令・諸規則に定められた場合のほか、原則として取得、利用又は第三者提供を行わない。

2. 適切な業務運営を確保する必要からセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合は、本人から同意を得ることとする。

(個人データの正確性の確保)

第14条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つものとする。

(個人情報等の取扱台帳)

第15条 個人データ管理責任者は、取扱う個人情報等の取扱い状況を確認できる手段として以下の事項を含む台帳等を整備するとともに、適宜に見直しを行うものとする。

- ① 取得項目
- ② 利用目的
- ③ 保管場所・保管方法・保管期限
- ④ 管理部門
- ⑤ アクセス制限の状況

2. 個人情報等の取扱部門の個人データ管理者は、本条第1項に定める台帳に関する事項を個人データ管理責任者に報告しなければならない。

(安全管理措置)

第16条 当法人は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、技術的に適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じるものとする。

2. 安全管理措置は、「個人データの安全管理に係る取扱規程」に定め、その取扱規程に則り「個人情報に関する事務内容の詳細」に定め実施することとする。

(漏えい時の対応)

第17条 職員は、自らの部門において個人情報の漏えい等の事故または違反の発生あるいはその恐れのある場合は、直ちにその旨を個人データ管理責任者に報告し、その指示を求めなければならない。

(職員の監督)

第18条 当法人は、職員が個人情報を取扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。

2. 当法人は、職員に対して個人情報の保護及び適正な取扱いに関する誓約書等の提出を命じることができる。

#### (法人内教育)

第19条 職員に対する個人情報の保護及び適正な取扱いに関する教育方針は、個人データ管理責任者が計画、決定する。

2. 職員は、個人データ管理責任者が指定する個人情報の適正な管理に関する研修を受講しなければならない。

#### (委託先の監督)

第20条 個人データ管理責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるように、委託先に個人情報保護に関する規定の有無を確認するとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2. 前項の委託を行う個人データ管理責任者は、委託先に対し以下の事項を実施しなければならない。

(1) 委託先の個人情報保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定すること

(2) 委託先との間で、次の事項を含む契約書等を締結すること

①委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限

②委託先における個人データの漏えい、盗用、改ざん及び目的外利用の禁止

③再委託における条件

④漏えい事案等が発生した際の委託先の責任

#### (第三者提供の制限)

第21条 当法人は、法令で定められた場合を除き、あらかじめ本人の同意なく個人データの第三者への提供を行わない。

2. 第三者への提供内容は、別に定めた「個人情報に関する事務内容の詳細」に従うものとする。

#### (開示・訂正・利用停止)

第22条 当法人は、活動に係る保有個人データに関し、個人情報保護法に基づく開示・訂正・利用停止等の求めを受けた場合は、理事会にその旨を報告するものとする。

2. 当法人保有の個人データに関し、個人情報保護法に基づかない一般的な問い合わせ等の場合は、本人確認を適切に行ったうえ回答を行うことができる。

#### (苦情の処理)

第23条 当法人における個人情報の取扱いに関する苦情の窓口は、個人データ管理責任者とする。

2. 職員が、個人情報の取扱いに関する苦情を受付けた場合は、速やかに個人データ管理責任者に報告を行わなければならない。

#### (罰則)

第24条 当法人は、本規程に違反した職員に対して雇用契約書に基づき処分を行う。また、その他の第三者が

違反した場合には、契約又は法令に照らして決定する。

(改廃)

第25条 本規程の改廃は、理事会の決裁において行うものとする。

附則

本規程は、令和2年8月2日より実施する。

以上